

主要 地方 道	熊 本 高 森 線	阿蘇郡西原村大字鳥子字俵山 3599 番 1 地先から	前	10.4 ～ 60.0	1,370.0	単 幹 道
		阿蘇郡久木野村大字河陰字実入塚 5338 番地先まで	後	10.4 ～ 93.5	1,370.0	
"	"	阿蘇郡久木野村大字河陰字式の塔 5301 番 1 地先から	前	7.0 ～ 11.0	469.0	"
		同 所 字前川の内 3543 番 12 地先まで	後	12.5 ～ 43.0	469.0	

2 区域変更する期日 平成 15 年 9 月 26 日

熊本県告示第 952 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 9 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	久 連 子 落 合 線	球磨郡五木村大字甲字平沢津 6488 番 165 地先から 同 所 同 字 5488 番 164 地先まで	140.0	単道改
一般県道	皆越免田線	球磨郡あさぎり町大字上西字山田 3535 番 地先から 同 所 同 字 3513 番 地先まで	180.0	"

2 供用開始する期日 平成 15 年 9 月 26 日

熊本県告示第 953 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 15 年 9 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 15 年 9 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	大津植木線	菊池郡西合志町大字御代志字古屋敷 315 番 1 地先から 同 所 大字野々島字沖田 4008 番 5 地先まで	100.0	単道改

2 供用開始する期日 平成 15 年 9 月 26 日

熊本県告示第 954 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。